

介護保険のお知らせ ■問合せ＝介護保険課 ☎(20)3022

●今年度から65歳以上の方の介護保険料が改定されました

第5期の保険料基準年額は60,000円でしたが、第6期(平成27年度～29年度)では69,100円になりました(月額5,763円となります)。※基準額＝5,763円×12月(100円未満は切り捨て)

●保険料の通知書を発送します

7月15日に、普通徴収の方(納付書で納める方)へ「介護保険料納入通知書」を発送します。昨年は「年金天引き」だった方でも納付書で納める場合があります。通知書をご確認のうえ、納期限までに金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。

また、8月初旬に特別徴収の方(年金天引きの方)へ「介護保険料特別徴収開始通知書」を発送します。

※保険料の詳細は、通知書に同封のリーフレットをご覧ください

●8月から介護保険制度が変わります

①一定以上所得がある方の利用者負担が2割になります

一定以上の所得がある方の介護保険サービスを利用したときの利用者の負担割合が、1割から2割になります。ただし、64歳以下で介護保険をお使いの方、本人が住民税非課税の方、生活保護を受給されている方は、所得に関わらず1割負担のままです。

介護保険の認定を受けた方全員に、7月中旬に自己負担の割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」をお送りしますのでご確認ください。また、介護保険サービスをご利用される際には、介護保険被保険者証と一緒に、この「介護保険負担割合証」をサービス事業所に提示してください。

②食費・居住費の負担軽減の基準が変わります

施設サービスなどを利用したとき、住民税非課税世帯の方を対象に、居住費と食費の自己負担の限度額が設けられています。この対象者の基準が、住民税非課税世帯の方であっても、

- ・他の世帯に配偶者がいる場合にも、配偶者の住民税課税状況が勘案されるようになります。
- ・単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える預貯金などがある場合には、該当しくなくなります。

これにより、8月利用分からの負担限度額の申請時には、

- ・預貯金等に関する申告、預貯金等の金額のわかるもの(通帳の写しなど)の添付

※預貯金等:預貯金、有価証券、金・銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属、信託投資、タンス預金(現金)、負債

- ・銀行等へ残高確認等をする事への同意(印かん) ・配偶者の有無の記載

が必要になります。※虚偽の申告があった場合は、支給額に加算金を加え返還していただくことがあります

③高額介護(予防)サービス費の限度額が変わります

1カ月の介護保険サービスの利用者負担が上限額を超えたときには、申請により超えた分が払い戻されます。この上限額が、現役並みの所得がある方は37,200円から44,400円に引き上げられます。

※現役並み所得相当の方＝同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる方。ただし、同一世帯内の65歳以上の方の収入の合計が520万円(1人の場合は383万円)未満の場合には、申請により上限額が37,200円に戻ります。 ※詳細は、介護保険課 ☎(20)3022へお問い合わせください

20年の信頼と実績 <http://www.noahjpn.com> 検索

Yes, we teach living English!

ノアキッズサマーキャンプ参加者募集中!

7月27日(月)～29日(日)



さの校 佐野市相生町2816 0283-24-9569
あしかが校 足利市大町3-2 アジコタウンあしかが内 0284-40-2189



コンタクトレンズ研究所

大野眼科

西産業道路・フレッセイさん西 ☎23-0381



後期高齢者医療制度のお知らせ ～75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上の方～

●被保険者証を発送します

現在使用している後期高齢者医療被保険者証は7月31日が有効期限です。

7月下旬に新しい被保険者証を発送します。8月1日からは新しい被保険者証をご使用ください。

また、以下のいずれにも該当する方については、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時には食事代が減額される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と同封してお送りします。

- ・過去に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがある方
- ・平成27年度の住民税が世帯全員非課税であると事前に確認できた方

●保険料の通知書を発送します

平成27年度の保険料通知書を発送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

納付書払または口座振替払(普通徴収)の方には7月15日の発送、年金天引き(特別徴収)の方には7月31日の発送になります。納付書払の方は納期内納付を、口座振替の方は口座残高の確認をお願いします。

●平成27年度後期高齢者医療保険料の決まり方

年保険料額(賦課限度額57万円)＝

均等割額(43,200円)＋所得割額(※賦課のもととなる所得金額×8.54%)

※賦課のもととなる所得金額：総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額

【均等割額の軽減】

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が基準額を超えない場合、軽減されます。

軽減割合	基準額
9割軽減(注)	33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員がその他に各種所得がなく年金収入80万円以下
8.5割軽減(注)	33万円
5割軽減	33万円＋26万円×被保険者数
2割軽減	33万円＋47万円×被保険者数

(注) 本来は7割軽減ですが、平成27年度も特例措置により9割軽減、8.5割軽減となります。

【所得割額の軽減】

特例措置として、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

平成27年度も特例措置として均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)。

●健康診査・歯科健康診査について

対象の方には5月末に健康診査や歯科健康診査の受診券を送付しています。

無料で受診できますので、ぜひご利用ください。

■問合せ＝後期高齢者医療制度の資格・給付・保険料計算・健康診査・歯科健康診査について

いきいき高齢課 ☎(20)3021

後期高齢者医療制度の口座振替・納付について…介護保険課 ☎(20)3022

